

## 振り込め詐欺被害者救済法 Q & A

### Q 1. 「振り込め詐欺被害者救済法」とはどんな法律ですか？

- A 1. 正式名称は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」といいます。  
この法律は、2008年6月21日に施行されました。

### Q 2. この法律の目的はどのような内容ですか？

- A 2. 振り込め詐欺等の犯罪行為による被害者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めて、被害者の財産的被害の迅速な回復等を目的としています。

### Q 3. 「振込利用犯罪行為」とはどのようなことですか？

- A 3. 詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為で、財産を得る方法として振り込みが利用されたものです。  
具体的には、オレオレ詐欺や架空請求等の振り込め詐欺のほか、インターネット・オークション等を利用した詐欺、いわゆるヤミ金など、人の財産を害する犯罪行為全般であって、預金口座等への振込が利用されたものが対象となります。  
麻薬の売買代金や覚せい剤の売買代金を振り込ませたケースは、これには該当しません。

### Q 4. 犯罪利用預金口座等とは、どのような内容ですか？

- A 4. 振込利用犯罪行為の振込先となった預金口座等、又この口座等に係る資金の移転先の口座をいいます。

### Q 5. 資金の返還はどのようにするのですか？

- A 5. 金融機関は、「預金保険機構」に対して、預金口座等の「失権手続」の開始に係る公告（この公告は、インターネット上で行われます。また、この公告は60日以上期間）を求めます。公告期間が終了すると口座

名義人の権利は失われます。

次に、預金保険機構のホームページ上で、被害に遭われた方からの資金分配の支払申請を行っていただくための公告が掲載されます。(この公告は30日以上の間)金融機関は、この期間内に支払申請のあった被害者に資金を分配して返還します。

被害者が資金の返還を受けるためには、被害に遭ったことや振込を行ったことを証明する資料を添えて被害回復分配金の支払申請を行うことが必要です。

**Q 6. A 5の資料となる振込金受取書を失くしてしまいました。振込先の詳しい内容が分からないのですが、資金返還は受けられますか？**

A 6. 振込をされた金融機関の窓口か、被害届を提出された警察署に相談してください。内容と参考になる資料等があれば、いただけると思います。ただし、振込先の金融機関、店舗、口座名などが分からない場合には、対象口座の特定ができず、資金返還が受けられないことも考えられます。

**Q 7. わたしが振り込んだ被害資金は、全額返還されますか？**

A 7. 必ずしも全額が返還されるとは限りません。あなたが振り込んだ相手の口座に残高が残っている場合には、同じ口座に振り込んだ他の被害者も含めて、滞留資金を被害額割合に按分した上で被害回復分配金が支払われます。ただし、口座の残高が1000円未満しか残っていない場合は、お気の毒ですが、被害に遭われた方への返還は行われません。

**Q 8. わたしが振り込んだ口座の残高は、どのようにしたら調べられますか？**

A 8. 法律の手続により、預金保険機構のホームページでこの口座に関する公告が行われる際に、口座の残高も併せて掲載されます。これにより残高を確認できます。または、振り込まれた金融機関に問い合わせ、被害者であるあなたの「本人確認」ができれば可能かと思われま

**Q 9. 預金保険機構による公告は、どのようにして行われますか？**

A 9. 公告はインターネットを通じて預金保険機構のホームページ上で行われます。

Q 1 0. 自宅でインターネットを見ることができないのですが、どうすれば良いですか？

A 1 0. 「振り込め詐欺被害者救済法に関するお問い合わせ窓口」が各金融機関に設けられております。お問い合わせ窓口にご相談いただければサポートいただけます。

Q 1 1. 被害資金の返還に関して詳しく聞きたいのですが、どこに相談すれば良いですか？

A 1 1. この法律では、被害資金の滞留している口座のある金融機関（振り込まれた先の金融機関）に対し、被害回復分配金の支払を請求することになっています。多摩信用金庫の口座に被害資金を振り込んでしまった場合には、「振り込め詐欺被害者救済法に関するお問い合わせ窓口」にご相談ください。